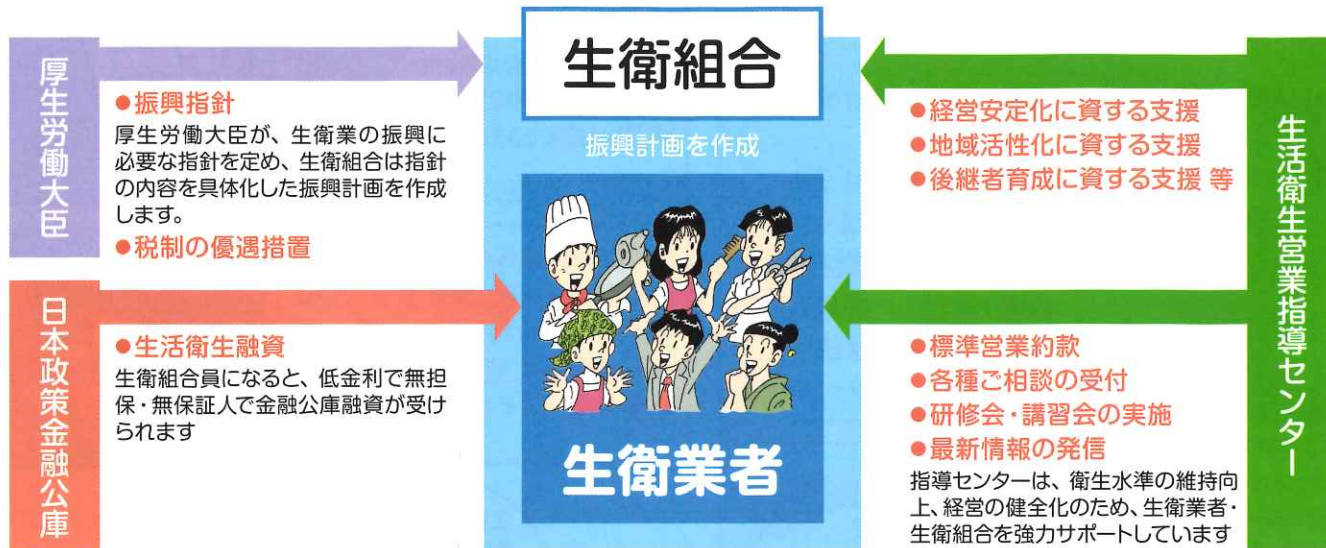




生衛法は、私たち生衛業の 振興・発展を支援する法律です

生衛法に基づいて設立された生衛組合は、営業者の自主的活動による生衛業界振興のための組織です
国、指導センター、日本政策金融公庫は、生衛組合や生衛業の皆様を支援しています



生衛法はこのような法律です

生衛法第1条(目的)

この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料

金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

都道府県生活衛生営業指導センターは 生衛業の皆様と生衛組合を支援します

お問い合わせは都道府県生活衛生営業指導センターへ

北海道	011-615-2112	石川県	076-259-6510	岡山県	086-222-3598
青森県	017-722-7002	福井県	0776-25-2064	広島県	082-532-1200
岩手県	019-624-6642	山梨県	055-232-1071	山口県	083-928-7512
宮城県	022-343-8763	長野県	026-235-3612	徳島県	088-623-7400
秋田県	018-874-9099	岐阜県	058-216-3670	香川県	087-862-3334
山形県	023-623-4323	静岡県	054-272-7396	愛媛県	089-924-3305
福島県	024-525-4085	愛知県	052-953-7443	高知県	088-855-5100
茨城県	029-225-6603	三重県	059-225-4181	福岡県	092-651-5115
栃木県	028-625-2660	滋賀県	077-524-2311	佐賀県	0952-25-1432
群馬県	027-224-1809	京都府	075-722-2051	長崎県	095-824-6329
埼玉県	048-863-1873	大阪府	06-6943-5603	熊本県	096-362-3061
千葉県	043-307-8272	兵庫県	078-361-8097	大分県	097-537-4858
東京都	03-3445-8751	奈良県	0742-33-3140	宮崎県	0985-25-1466
神奈川県	045-212-1102	和歌山県	073-431-0657	鹿児島県	099-222-8332
新潟県	025-378-2540	鳥取県	0857-29-8590	沖縄県	098-891-8960
富山県	076-442-0285	島根県	0852-26-0651		

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

住所 〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階

TEL 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342

URL <http://www.seiei.or.jp>

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

生衛業経営の皆様と生衛組合の
活動を支援する基本法

生衛法
60年
の歩み



平成30年

次の10年へ
生衛法とともに歩みます

平成29年

生衛法制定・施行60周年
生衛業を守って60年

平成12年

第16次法改正
法律名称を環衛法から
「生衛法」に変更

昭和54年

第8次法改正
生衛法の目的を生衛業の
振興と消費者保護に改正
都道府県・全国指導
センターの設立

昭和32年

生衛法6月制定・9月施行
生衛組合が設立される
※当時の法律名は「環衛法」

昭和30年

生衛業の経営安定のための
法律制定を国会に請願

昭和20年代後半

低料金店の出現などで生衛業界は
過当競争で社会問題化



支えられて60年、次の10年へ！
私たちと生衛法
生衛法は、私たち生衛業の営業を支援し、公衆衛生の向上を図る法律です。
昭和32年に制定・施行され、平成29年に60周年を迎えました。

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生営業指導センターは、衛生水準の維持向上及び経営の健全化の観点から、生衛業の皆様を支援する組織です。

生衛法の成り立ち

戦後経済復興後の昭和20年代後半、生衛業は著しい低料金店の出現などに端を発し、過当競争、長時間労働が全国に広がり社会問題化した

お客が奪われた！
大変な時代になってきたなあ～

こんなダンピング合戦では我々は食べていけない！
経営の安定のためみんなで立ち上がろう！

休みもほしい。
過当競争をなくし、
生衛業者の生活を守る法律が必要だ！

こうして生衛業界が一丸となり、
生衛業の経営安定法を求め、
霞が関や国会に強く訴え続けた

生衛業者の生活を守れ！

日比谷公会堂で1万人集会。
国会へデモ行進(昭和30年)

生衛業の皆さん！
議員立法で**料金や営業時間の適正化**を図る法律を提出いたします

法案

ところが、国会では消費者団体や労働者団体などから猛反対があり、**参議院**では、低料金問題などの解決にはほど遠い修正案が会期末当日に可決された

料金規制は独禁法違反だ！
業者保護の法律は認められない！

修正案は骨抜き法案だ！

これに対し、**衆議院**では会期を1日延長し、**参議院**修正案を否決し、**衆議院の原案通り再可決**した

こうして、**生衛法は昭和32年6月に制定**された組合の先人たちの努力と団結、繰り返しの行動力が新しい法律を産み出した

生衛法

平成29年で60歳！
生衛業の皆さまを守ります！

※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」)

生衛組合の意義と活動

生衛法の制定で業種ごとに、各都道府県に1つ営業者の自主的組織として**同業組合**の設立が認められました

生活衛生関係営業(生衛業)17業種

理容・美容・興行場・クリーニング・公衆浴場・旅館ホテル簡易宿所・めん類・すし・喫茶・中華料理・社交・料理・一般飲食・食肉・食鳥肉・氷雪

昭和32年～33年にかけて各地で続々組合が設立され**組合加入率は90%以上**でした。各組合の全国連合会も誕生しました

生衛法制定で、組合は対外交渉力が強くなり、生衛業者の社会的地位も向上しました

当時、生衛組合は、衛生水準の向上と生衛業の経営の安定を図ることを目的に、料金や営業方法(休日、営業時間)に関する措置を実施することができた

当時の生衛業は市中銀行からの資金借入れは容易でなかった

環衛金融公庫

組合の度重なる要求活動で**生衛業のための金融公庫**もできました

(昭和42年)

組合の行動力の成果です

生衛法は**昭和54年の大改正**で、**生衛業の振興と消費者保護**が法律の目的に追加されました。**指導センター**が新たに設立され、**生衛組合をサポート**することになりました

生衛組合は、地域の安全・安心の確保、地域の高齢化対応など**社会貢献活動**も実施しています

「地域の健康づくり応援」「訪日外国人の受け入れ体制の整備」「地元行政と災害地域協定の締結」など

生衛組合は地域の衛生水準の向上に貢献しているんだ皆さん！組合に加入して地域を守りましょう！

組合には、どなたでも加入でき、加入すると様々なメリットがあります！

※組合加入メリットのリーフレットもご覧ください

生活衛生営業指導センターの実施事業

生活衛生営業指導センターは、「生衛法」(昭和54年第8次改正)に基づき、全国及び都道府県に、それぞれ1つだけ設立される公益財団法人です。

指導センターは、衛生水準の維持向上及び利用者・消費者を擁護する見地から生衛業の健全な発達を図ることを目的として、生衛業と生衛組合に対する支援活動を実施しています。

融資の相談

長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどのご相談にに応じています。



専門的な相談

消費者とのトラブル、税務申告、年金問題などについて連携先の弁護士、税理士、社会保険労務士が応じています。



経営の相談

資金繰りや衛生などお店の経営全般についてのご相談に応じています。



研修会・講習会の実施

生衛業の基本的な問題やタイムリーな話題について定期的に開催しています。



行政や業界の最新情報の発信

生衛業に関連するニュースやイベント情報、タイムリーな調査研究結果などを発信しています。



標準営業約款(Sマーク)の策定・普及・推進

提供するサービスや商品が厚生労働省の認可基準を満たしているお店を「標準営業約款登録店」とするSマーク制度の普及・推進を図っています。



苦情相談

消費生活センター等と連携をとりながら、消費者からの苦情相談に応じています。



その他、災害協定など

福祉施設への奉仕など地域への支援活動、災害発生時の地域・社会貢献のため、県との協定締結などを行っています。

指導センターは生衛業の皆さまのサポーターです

無料です

どなたでも相談できます



お問い合わせ先は
各都道府県指導センターへ
(裏面電話番号をご覧ください)
ホームページもご覧ください

〇〇県指導センター 検索